

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 2 月 15 日

水 曜 日

第 4167 号

目 次

議会規則

○富山県議会傍聴規則の一部を改正する規則 1

告 示

○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 2

公 告

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し 3

○特定非営利活動法人の設立認証の申請

○土地改良区の清算人の就任 4

規 則

富山県議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 2 月 15 日

富山県議会議長 大 野 久 芳

富山県議会規則第 1 号

富山県議会傍聴規則の一部を改正する規則

富山県議会傍聴規則（昭和61年富山県議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「84人」を「 149人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（議・議事課）

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第70号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営三ヶ地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営三ヶ地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年2月17日から

平成29年3月17日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した旨の報告があったので、公表する。

平成29年2月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 特約業者の名称
品川商事株式会社
- 2 主たる事務所の所在地
富山市弥生町2丁目4番1号
- 3 指定の取消しの年月日
平成28年12月31日

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成29年1月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人白木峰を愛する会
- 3 代表者の氏名
奥田 初雄
- 4 主たる事務所の所在地

富山県富山市八尾町庵谷10番地

5 定款に記載された目的

この法人は、白木峰登山者や観光客及び地元住民に対して、森林保全及び観光に関する事業を行い、環境の保全、利用客の利便性と安全、中山間地域の振興に寄与することを目的とする。

土地改良区の清算人の就任

東福寺野土地改良区の清算人に次の者が平成29年2月8日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により公告する。

平成29年2月15日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
清算人	按 田 隆	滑川市東福寺 99番地2
同	稲 谷 俊 二	同 東福寺野 341番地
同	大久保 憲 治	同 東福寺野 70番地
同	三 枝 久 仁	同 東福寺 923番地
同	大 重 與 一	同 東福寺野 185番地
同	神 谷 秀 二	同 東福寺 889番地
同	按 田 聡	同 東福寺野 213番地
同	伊 藤 久 義	同 東福寺野 463番地
同	稲 谷 一 次	同 東福寺野 329番地2
同	岸 由紀夫	同 東福寺野 375番地